



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 安永
代表者名 代表取締役社長 安永 暁俊
(コード：7271、東証第 1 部)
問合せ先 管理本部長 長谷川 恵一
(TEL. 0595-24-2122)

『内部統制システム構築の基本方針』の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法を踏まえ、『内部統制システム構築の基本方針』の一部改定することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。
(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会(社外弁護士を含む)」を設置し、遵守に関する体制をコンプライアンス規程に定め、当社の企業理念および基本方針に基づく「安永社員の行動規範」を制定する。
- (2) 遵守の徹底と定着化を図るため、CSR推進部署を設け、コンプライアンスの取組みを横断的に総括し、同部署が中心になりコンプライアンス教育・啓発を行う。
- (3) 内部監査部署は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果はその重要性に応じ代表取締役および監査役に報告する。
- (4) 社内および社外の通報・相談・問い合わせシステムとして「コンプライアンス相談窓口」を設け、企業活動の健全性と適合を確保する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、「安永企業行動規範」および「安永社員の行動規範」に基づき毅然とした態度で排除する。

総務担当部署を反社会的勢力および団体への対応統括部署とし、当該部署の担当役員を不当要求防止責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的方法(以下、文書等という)に記録し、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、業務に係わるリスクの管理は各部門・部署が実施する。
- (2) CSR推進部署は、全社のリスクを横断的に総括し、必要に応じて支援・提言を行う。
- (3) 内部監査部署は、リスク管理の状況を監査し、その結果は、その重要性に応じ代表取締役および監査役に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 戦略や目標を定めた中期経営計画を策定し、その達成のための諸施策を年度事業計画に反映させ、予算化等を行い、月次の取締役会で取締役の業務執行状況の監視・監督を行う。
- (2) 取締役会は、取締役および社員が共有する全社的な目標に対するレビュー・分析、付議案件および改善策の検討・指示など、多面的な議論・審議・決議を行う。
- (3) 組織規程等により、各組織単位の職務権限および意思決定のルールを定め、効率的な職務の執行を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける内部統制システムを構築し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当するCSR推進部署を設け、当社グループ間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムにて管理・運営する。
- (2) 当社およびグループ各社の取締役は、各部門およびグループ各社の業務施行の適正を確保する内部統制システムの確立と運用の権限と責任を有する。
- (3) 当社はグループ各社を指導・育成するが、グループ各社の自主性を尊重しつつ事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。また、必要に応じてモニタリングを行う。
- (4) 内部監査部署は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社およびグループ各社の取締役および監査役に報告する。
- (5) 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、虚偽記載が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく内部監査体制を強化する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、内部監査部署等の所属社員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。指示を受けた社員は要望した事項を実施し、その結果を直接監査役に報告する。
- (2) 監査役より指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役および所属部署責任者等の指揮命令を受けないよう独立性を確保する。

7. 監査役の上記使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役は、実査および各部門からのヒアリング等を通じて得た情報を内部監査部署と共有することで、監査業務に必要な事項を指示することができる体制を整備する。
- (2) 内部監査部署に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社の取締役または使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス相談窓口への通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- (2) 報告の方法については、取締役会等の重要会議を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、重大な影響を及ぼす事項については、取締役ならびに子会社の取締役は直ちに監査役に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役および従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する旨をコンプライアンス規程に明記する。
- (2) 「コンプライアンス相談窓口のお知らせ」等を通じて、不利な取扱いを行わない旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役職務の執行について生ずる費用については、監査計画等に応じて予算枠を設ける。
- (2) 監査役がその職務の執行に関して生ずる費用や外部の専門家を利用した場合の費用については、費用の前払や償還の請求があったとき、速やかに応じるものとする。

11. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、意思決定の過程および業務執行状況を把握するために、取締役会等の重要会議に出席する。また、必要に応じて文書等閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。
- (2) 監査役は、代表取締役、監査法人、内部監査部署とそれぞれ定期的、または随時に意見交換を行う。

以上